

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究 審査基準

令和5年7月10日
文部科学省総合教育政策局長決定

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

(1) 採択案件の決定方法

原則として、審査委員の評価を平均した得点の高い者を採択先として決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

(2) 審査の評点

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」に基づく別紙「審査項目」ごとに、後述の「(3) 審査の観点」を踏まえて以下の区分により判断することとする。なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

| | 大変優れている | 優れている | やや優れている | やや劣っている | 劣っている |
|-------|---------|-------|---------|---------|-------|
| 5点満点 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10点満点 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 15点満点 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 |

【評点の基本的考え方】

- 別紙「審査項目」の評価の観点1及び2のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として各審査委員が絶対評価を行って採点した点数の合計に、評価の観点3の得点を加えて採点し、各審査委員の合計点の平均点を企画提案の得点とする。
- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。
 - ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3点

- ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・トライくるみん認定＝2点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

（3）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき提案の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、後述の「（3）審査の観点」の各項目の評点で、「大変優れている」や「劣っている」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

（4）審査の観点

1 事業内容に関する評価

- 1-1 本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。
- 1-2 運営委員会の設置・運営について、運営委員の候補案が具体的に示されていること。
- 1-3 ポータルサイトの構築については、デザイン、機能面等の提案が必要な仕様を満たすこと。

していること。

- 1-4 ポータルサイトの構築について、より魅力的かつ機能的なサイト構築につながるような提案が具体的に示され、期待できる内容となっていること。
- 1-5 学習コンテンツの収集・整理・掲載について、具体的な方法等が明確に設定されていること。
- 1-6 学習コンテンツの収集・整理・掲載について、より魅力的なサイト構築につながるような提案が具体的に示され、期待できる内容となっていること。
- 1-7 ポータルサイト開設後の効果検証について、具体的な方法等が明確に設定されていること。
- 1-8 提案内容に新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できるものであること。
- 1-9 妥当な経費が示されていること。

2 事業の実施体制に関する評価

- 2-1 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。
- 2-2 本事業を効果的に実施するため、関係機関や知見のある有識者等と連携した妥当な実施体制となっていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

3-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

別紙「審査項目」

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究

| | | 評価の観点 | 配分点 |
|------|-----|--|-----|
| | | 1. 事業内容に関する評価 | |
| 審査項目 | 1-1 | 本事業の趣旨・目的をよく理解し、実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高いものになっていること。 | 15点 |
| | 1-2 | 運営委員会の設置・運営について、運営委員の候補案が具体的に示されていること。 | 10点 |
| | 1-3 | ポータルサイトの構築については、デザイン、機能面等の提案が必要な仕様を満たしていること。 | 10点 |
| | 1-4 | ポータルサイトの構築について、より魅力的かつ機能的なサイト構築につながるような提案が具体的に示され、期待できる内容となっていること。 | 5点 |
| | 1-5 | 学習コンテンツの収集・整理・掲載について、具体的な方法等が明確に設定されていること。 | 10点 |
| | 1-6 | 学習コンテンツの収集・整理・掲載について、より魅力的なサイト構築につながるような提案が具体的に示され、期待できる内容となっていること。 | 5点 |
| | 1-7 | ポータルサイト開設後の効果検証について、具体的な方法等が明確に設定されていること。 | 10点 |
| | 1-8 | 提案内容に新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれており、かつ成果が期待できるものであること。 | 5点 |
| | 1-9 | 不要な経費が計画に入っていないこと。全体経費のうち、再委託費が大部分を占めていないこと。 | 5点 |
| | | 2. 事業の実施体制に関する評価 | |
| | 2-1 | 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。 | 10点 |
| | 2-2 | 本事業を効果的に実施するため、関係機関や知見のある有識者等と連携した妥当な実施体制となっていること。 | 10点 |
| | | 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 | |
| | | 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（プラチナえるぼし認定） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定企業＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業 | 5点 |

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナ認定企業) ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点 ・トライくるみん認定＝2点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2点 ・プラチナくるみん認定＝5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝2点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 | |
|--|--|--|

満点：100点

審査要領

学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。